

保育料の一部貸付事業 Q&A

- Q1 昨年、働き始めた保育士ですが、貸付対象になりますか。
- A1 貸付期間は、お子さんを保育園に預けて保育士として勤務する期間のうち、勤務を開始した日から起算して1年間を限度とします。
ただし、勤務開始月による貸付募集期間がありますので、募集期間を過ぎている場合、貸付対象となりません。
詳しくは、かながわ福祉人材センターのホームページより、貸付申請の募集スケジュールを確認してください。
- Q2 保育料の半額まで貸付、とありますが、自己負担分がわからないのですが・・・。
- A2 負担すべき保育料は自治体や保護者の状況によって異なります。自治体を通じて申し込んだ保育所であれば「保育所入所決定通知」等と併せて「保育料決定通知」などにより、保護者が負担すべき利用料が記載されているものが送付されますので、その書面で確認します。なお、1,000円未満は切り捨てて申請してください。
- Q3 子どもがふたりいますが、一人ひとりに対して貸付申請できるのですか。
- A3 保育料の一部貸付の上限額は1カ月27,000円です。二人分を合算することは可能ですが、保育士ひとりにつき、貸付の月額が27,000円までとなります。
- Q4 子どもの預け先が、保育所等という記載になっていますが、預け先が幼稚園等でも申請はできるのですか。
- A4 子どもの預け先が幼稚園等で「一号認定」でも市町村からの保育料利用決定通知書があれば申請できます。
- Q5 申請時に入所した保育園から転園する場合、貸付契約は解約になりますか。
- A5 お子さんが転園しても借受者が保育士として勤務を継続していれば原則契約を継続します。
- Q6 返還免除要件が、週20時間以上保育士の仕事をするとのことですが、パート、アルバイトでも大丈夫ですか。
- A6 雇用形態はパート、アルバイトでも構いません。
週20時間以上（例えば1日8時間×週3日、1日4時間×5日など）の働き方であれば結構です。
- Q7 複数の資金（就職準備金貸付事業と保育料一部貸付事業）を重複して申請したいのですが、可能ですか。連帯保証人はそれぞれ別の者を立てなければいけませんか。
- A7 重複申請は可能ですが、連帯保証人は原則、別の人を立てます。すでに借受けている人は、他の借受者の連帯保証人になることはできず、また、その逆もできません。
- Q8 公立保育所に勤めている保育士なのですが、申請はできますか。
- A8 公務員の貸付申請については、原則各市町村の判断としています。申請前にかながわ福祉人材センター又は、勤務先の自治体にご相談ください。

Q9 2年間継続して保育士としての業務に従事した場合、貸付額が全額免除となっていますが、いつから起算して2年間ですか。

A9 返還免除の対象となる期間は、貸付期間（貸付金の送金期間）終了の翌月から、2年間となります。

貸付期間中（最大1年）は、返還免除の対象期間ではありません。

Q10 貸付期間に保育料負担額の変更がありました。その場合どうなりますか。

A10 保育料負担額が変更になった場合、変更による届出が必要となります。すみやかにかながわ福祉人材センターまでご連絡ください。

Q11 貸付期間に保育料が無償になりました。その場合、貸付はどうなりますか。

A11 貸付は終了となり、無償になった月から2年間の従事猶予の申請が可能となります。

Q12 貸付を受けましたが、2年未滿で退職することになりました。貸付金は全額返還となるのでしょうか。

A12 やむを得ない事情により保育所等に勤務できなくなった場合は、かながわ福祉人材センターまでご連絡ください。なお、自己都合による退職は全額返還となります。

Q13 引っ越しして、他県で保育士の仕事をする予定ですが、返還免除対象になりますか。

A13 他県での従事は返還免除対象にはなりません。ただし、本人の希望ではなく、法人都合の異動の場合は引き続き業務に従事しているとみなします。

Q14 子どもが保育園を退園して祖父母に見てもらおうことになりました。貸付は継続できますか。

A14 貸付期間内の場合、契約解除になります。すみやかにかながわ福祉人材センターまでご連絡ください。

Q15 A市内の保育園に勤務する際にこの貸付を受けました。1年経ち、B市の保育園への転職を考えています。B市での従事は免除期間になりますか。

A15 貸付申請時に従事している保育所等の所在地が神奈川県内(ただし、横浜市・川崎市・相模原市を除く)の場合は、転職先の保育所等の所在地についても、神奈川県内(ただし、横浜市・川崎市・相模原市を除く)での従事が必要となります。貸付申請時に従事している保育所等の所在地が相模原市の場合は、転職先の保育所等の所在地についても、相模原市での従事が必要となります。なお、転職には審査があり、申請が必要となりますので、ご連絡ください。

貸付申請時に従事している保育所等の所在地	転職先の保育所等の所在地
神奈川県内(※) (ただし、横浜市・川崎市は貸付対象外・相模原市を除く)	神奈川県内(※) (ただし、横浜市・川崎市・相模原市を除く)
相模原市	相模原市

(※) 横浜市・川崎市・相模原市以外の市町村であれば、貸付申請時の従事先の所在地と異なる市町村の保育所等に転職した場合でも、返還免除対象期間に通算できます。

Q16 貸付期間が終了し、2年間の従事をしていますが、同じ市内の園へ転職を考えています。転職のために従事できなかった期間がある場合、どうなりますか。

A16 貸付要件の市町村内で転職した場合、期間が2か月以内でしたら、引き続き従事しているものとみなします。その際は、変更届や新しい勤務先、以前の勤務先の従事証明が必要となります。

なお、要件を満たさない場合、返還になることもございますので、転職する前にまず、かながわ福祉人材センターへご連絡ください。

Q17 貸付期間終了後、保育士として業務に従事していましたが、その間に子どもができて産休・育休をとることになりました。その場合は、返還になりますか。

A17 保育士として復職又は再就業する意思がある場合は、その期間は猶予期間の申請ができます。申請については、かながわ福祉人材センターにご連絡ください。

復職後、引き続き勤務し、従事した期間が2年間となれば免除申請が可能となります。

Q18 貸付期間終了後、保育士として業務に従事していましたが、出産を機に退職します。再度、対象業務に就きたいと考えていますが、その場合は返還になりますか。

A18 出産後1年以内に再就業する意思がある場合は、出産予定日の1年後の日までを対象期間とした返還猶予申請ができます。まずは退職することが決まった時点で、かながわ福祉人材センターまでご連絡ください。なお、再就業先の保育所等の所在地は、貸付申請時に従事していた保育所等の所在地と同じである必要があります(詳しくはQ15参照)。

Q19 1人目の子どものときに貸付を受け、2年間の従事期間中に産休と育休にはいりました。その後、復帰して2人目をまた保育所等に預けますが、2人目の子どもも貸付申請はできますか。

A19 現在の貸付について、返還完了または返還免除にならない限り、次の申請はできません。

Q20 連帯保証人の所得制限はありますか。

A20 原則、独立した生計を営むなど安定した収入がある方としています。

(前年度の収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方)

Q21 貸付決定後に連帯保証人の追加や変更をすることはできますか。

A21 やむを得ない事由(死亡・自己破産)等がある場合に限り、連帯保証人の追加・変更の申請することができます。(書類審査があります。)

詳細はかながわ福祉人材センターにお問合せください。

(2026.4)